



浄化槽設置費補助金のお知らせ

問 下水道課総務係（市役所3階 ☎23-3331 内線422・423）

補助対象者

次の全ての要件を満たす方

- ①専用住宅か店舗等併用住宅に浄化槽を設置する方
（ただし、店舗等併用住宅で使用する場合は、店舗等部分にかかる人槽分は補助対象から除く）
- ②市税を滞納していない方
- ③住宅などを借りている場合は、賃貸人の承諾を得られている方
- ④来年3月15日までに設置工事・諸手続きを終えられる方

補助対象の浄化槽

- 処理対象人員が10人以下のもの
- 浄化槽の機能や保証登録状況などが一定の要件を満たすもの

予約方法など

先着順に受け付けしますので、施工業者と相談の上、お早めにお申し込みください。
申込用紙は、担当課でお渡ししています。

補助金額

浄化槽の設置にかかる最小限度の費用(1,000円未満の金額は切り捨て)で、限度額は次のとおりです。

- 5人槽 …646,000円
- 6～7人槽…809,000円
- 8～10人槽…1,086,000円

※人槽は、住宅の延床面積などで決まります。実際に住む方の人数ではありません

※水洗トイレへの改造工事と排水設備工事にかかる費用は補助金の対象にはなりません。既存住宅に浄化槽を設置する場合には、無利子の貸付制度を用意していますので、あわせてご利用ください

その他

浄化槽の設置後には、保守点検・清掃・法定検査の受検などが義務付けられていて、費用は浄化槽を設置した皆さんの負担になります。



大滝区の子育て世帯向け市営住宅 入居者再募集

問 都市住宅課住宅管理係（市役所3階 ☎23-3331内線392）

入居資格

現在住宅にお困りで、次の要件を満たす方

- ①世帯全員の収入が公営住宅法に定める基準以内で、それを証明できる方
- ②住民基本台帳に登録をしている方
- ③税の滞納がない方
- ④持ち家のない方
- ⑤公営住宅や社宅に入居していない方
- ⑥暴力団構成員ではない方

申込方法 申請書を提出（申込多数時抽選）

申込書等配付期間

4月6日(月)～17日(金) 午前9時～午後5時

申込書配布場所

都市住宅課住宅管理係・大滝総合支所

受付期間

4月13日(月)～17日(金) 午前9時～午後5時

受付場所 都市住宅課住宅管理係

抽選日時 4月22日(水) 午前10時～

抽選場所 市役所3階第4会議室

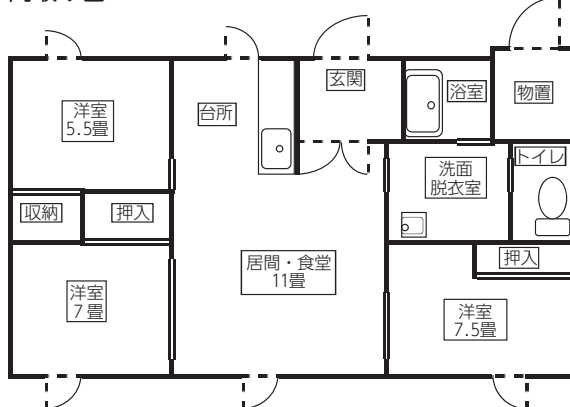
募集住宅

団地名	間取り	入居要件	戸数
優徳団地 (大滝区新築)	3LDK	子育て世帯向け	2戸

※子育て世帯向け

就学前のお子さんがある3名以上の世帯

間取り図





暮らしの法律講座 林弁護士に聞いてみよう

問 市民課市民係（市役所 1 階①番窓口 ☎23-3331 内線 273）



伊達噴火湾法律事務所
弁護士 林 正 樹

第28回 不動産賃借トラブル～原状回復を巡って～

アパートやマンションから退去する際に、原状回復を巡ってトラブルになったことはありませんか？

「原状」とは元の状態のことであり、借りたものを元の状態にして返すのは当たり前のことですが、ここで考慮しなければならないのは自然損耗や経年変化のことです。

アパートやマンションは、生活などの場所として借り入れるわけなので、普通に生活していると発生する傷や汚れ（自然損耗）、さらには年月の経過による形状などの変化（経年変化）は、賃貸借契約締結時点で当然織り込み済みと考えるわけです。

そうすると、賃借人の故意や過失によって発生した傷や汚れを除く、自然損耗や経年変化部分については、原則として原状回復義務の中には含まれないことになるのです。

最高裁判所もこのような考えを前提に、通常損耗も含めて賃借人に原状回復義務を負わせるためには、「少なくとも、賃借人が補修費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているか、仮に賃貸借契約書では明らかでない場合には、賃貸人が口頭により説明し、賃借人がその旨を明確に認識し、それを合意の内容としたものと認められるなど、その旨の特約（通常損耗補修特約）が明確に合意されていることが必要であると解するのが相当である」と判断しています。

そのため、もし原状回復費用についてトラブルになった際には、賃貸借契約書を十分に確認するとともに、原状回復を求められている部分の中に、自然損耗や経年変化によるものが含まれていないか十分に確認されることをおすすめします。



知っておきたい福祉の話

問 社会福祉課障がい者福祉係（市役所 1 階⑥番窓口 ☎23-3331 内線319・320）

福祉タクシー・燃料併用助成券を交付します

市では、市内にお住まいで心身に重い障がいのある方の外出を支援するため、タクシーを利用する場合や自家用車の給油に使用できる「福祉タクシー・燃料併用助成券」を交付します。

対象

- 伊達市に住民登録があり、次の手帳をお持ちの方
 - 身体障害者手帳 2 級・1 級
 - 療育手帳 A 判定
 - 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ※医療機関に入院されている方や社会福祉施設に入所されている方、市寝たがり高齢者等移送サービス事業に登録されている方は対象になりません

交付助成券

年間6,000円分（500円×12枚綴）

受付日時

平日の午前 8 時45分～午後 5 時30分

受付場所

社会福祉課障がい者福祉係
大滝総合支所

手続きに必要なもの

- 該当する手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
 - 印鑑（認印）
 - 自動車検査証（自家用車の燃料代に利用する方のみ）
- ※利用できる車両は、障がい者本人か介護者が所有・運転する「自家用車」（1人1台）に限る